

号外第3 (令和2年3月23日発行)	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所
	横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

△	横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則【総務局労務課】	2
△	横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則【総務局労務課】	8
△	横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則【総務局労務課】	18
△	横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【総務局労務課】	21

規則

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月23日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第15号

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(条例第3条の規定に基づく給料等の額)

第3条 フルタイム会計年度任用職員（横浜市立学校に勤務するものを除く。）の給料の月額は、別表第1の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる基準となる職務ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 横浜市立学校に勤務するフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる基準となる職務ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

3 月額による基本報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、その者の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し前2項の規定に準じて市長が定めた額（以下「報酬基準額」という。）と横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号。以下「一般職職員給与条例」という。）第10条の2第2項に規定する率を報酬基準額に乗じて得た額（以下「地域手当相当額」という。）とを合算した額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ、これにより得た額（100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。

4 日額による基本報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員（以下「日額パートタイム会計年度任用職員」という。）の

基本報酬の額は、報酬基準額と地域手当相当額とを合算した額を市長が別に定める1月当たりの勤務時間の基準となる時間で除して得た額（その額が4の倍数以外ときは、直近上位の4の倍数に繰り上げる。）に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

5 市長は、会計年度任用職員の給料等の額に、その者の職務の内容、職務経験等を考慮し、必要に応じて月額1,300円以内の額を加算することができる。

6 前各項の規定にかかわらず、職務の性質上これらによりがたい特別の事情があると認められる職務にある者の給料等の額は、前各項の規定を考慮して、市長が定める。

（条例第6条の規則で定めるもの）

第4条 条例第6条の規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給する地域手当の月額の算定に係る給料の月額には、前条第5項の規定により加算する額を含まないものとする。

（期末手当の支給を受ける職員）

第5条 条例第8条第1項の規則で定める者は、一会計年度において任用される期間が通算して6月以上の者（1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である職に任用されるものに限る。）のうち、基準日において次に掲げる者に該当するもの以外の者とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書の許可を受けている者

(2) 横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号。以下「分限条例」という。）第2条第1号及び第3号から第5号までの規定のいずれかに該当して休職にされている者（横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）第2条の2に規定する通勤による負傷又は疾病により休職にされている者を除く。）のうち、給料等の支給を受けていない者

(3) 分限条例第2条第2号の規定に該当して休職にされている者

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の育児休業をしている者のうち、横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）第5条の3第1項の規定により期末手当の支給を受ける者以外の者

(5) 法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされている者

（期末手当の算定基礎額）

第6条 日額パートタイム会計年度任用職員に対する条例第8条第

2 項の規定による期末手当の額の算定に当たっては、第3条第4項の規定に基づき定められた基本報酬の日額を別に定めるところにより月額に換算した額により算定するものとする。

(期 末 手 当 に 係 る 在 職 期 間)

第7条 条例第8条第2項の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間を通算した期間とする。

2 任命権者は、前項の期間に次に掲げる期間を算入することができる。

(1) 一般職職員給与条例別表第1から別表第6までの給料表の適用を受けていた期間

(2) 水道局、交通局及び医療局病院経営本部の職員として在職した期間

(3) 前2号に掲げる期間のほか、任命権者が別に定める職員として在職した期間

3 前2項の期間の算定については、第5条第1号又は第5号に掲げる者として在職した期間及び横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成24年5月横浜市規則第62号）第6条第2項の規定により除算する期間又はこれに相当する期間の全期間を除算する。

(期 末 手 当 の 支 給 日)

第8条 会計年度任用職員に対する期末手当の支給日は、常勤職員の例による。

(期 末 手 当 の 期 間 の 計 算)

第9条 会計年度任用職員に対する期末手当に関する期間の計算については、次に定めるところによる。

(1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定による。

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合には、これらの期間を合算するものとし、合算後の期間の計算については、日数を月数に換算する場合は30日をもって1月とする。

(通 勤 に 係 る 費 用 弁 償)

第10条 パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償は、次に掲げるものを除き、常勤職員の通勤手当の例により支給するものとする。

(1) 通勤に係る費用弁償の支給の始期及び終期並びに支給の単位となる期間

(2) 日額パートタイム会計年度任用職員であって通勤手当に関する規則（昭和41年9月横浜市規則第65号）第5条の2の自転車等（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とするもの（通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃

又は料金を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とするものを含む。)のうち週の通勤所要回数が4回に満たないもの及びこれに準ずるものに対する通勤に係る費用弁償の額

(3) 日額パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償の支給日

2 前項各号に定めるものについては、市長が別に定める。

(旅費等の額)

第11条 会計年度任用職員に支給する旅費及び旅行に係る費用弁償の額は、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)別表中5号の項(外国への旅行の場合にあっては、横浜市外国旅行の旅費に関する規則(昭和35年5月横浜市規則第32号)別表第1中4号の項)に規定する者に支給する額とする。ただし、職務の性質上これらにより難い特別の事情があるとして任命権者が別に定める場合は、この限りでない。

(給与減額に関する特例)

第12条 条例第12条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第16号)第2条第1号及び第2号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年8月横浜市人事委員会規則第7号)の規定(第11号及び第16号を除く。)により職務に専念する義務を免除された場合

(2) 事務又は事業の運営上の必要に基づいて、事務又は事業の全部又は一部が停止された場合

(3) 任命権者の承認を得て臨時に他の職務に従事する場合

第13条 条例第12条の規定により会計年度任用職員の給与を減額する場合において、減額すべき給与が既に支給されているときは、その後において支給すべき給与からこれを減額する。

(端数計算)

第14条 会計年度任用職員に対する給与の支給に際し、その集計結果に1円未満の端数を生じた場合の計算方法は、常勤職員の例(基本報酬にあっては、常勤職員の給料の例)による。

2 会計年度任用職員の勤務時間数の集計結果に1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項)

区 分	基準となる職務	給料月額
免許又は資格（以下「免許等」という。）を必要とする職以外の職	単純補助業務を行う職務	147,800 円
	単純補助業務であるが一定の負荷が生じる業務又は定型業務を行う職務	158,700 円
	定型業務であるが一定の負荷が生じる業務を行う職務	178,100 円
	一定の知識及び経験を要する業務を行う職務	184,400 円
	高度の知識及び経験を要する業務を行う職務	191,400 円
	特に高度の知識及び経験を要する業務を行う職務	214,300 円
免許等を必要とする職	専門的知識等を要する補助業務を行う職務	158,700 円
	免許等又は専門的経験等を要する補助業務を行う職務	178,100 円
	免許等又は専門的経験等を生かし従事する業務を行う職務	191,400 円
	高度の免許等又は専門的経験等を生かし従事する業務を行う職務	206,900 円
	特に高度の免許等又は専門的経験等を生かし従事する業務を行う職務	221,800 円
	極めて専門的な免許等又は専門的経験等を生かし従事する業務を行う職務	259,300 円

別表第2（第3条第2項）

区 分	基準となる職務	給料月額
免許等を必要とする職又は教育職員に相当する職以外の職	単純補助業務を行う職務	147,800 円
	単純補助業務であるが一定の負荷が生じる業務又は定型業務を行う職務	158,700 円
	定型業務であるが一定の負荷が生じる業務を行う	178,100 円

	職 務	
免許等を必要とする職	専門的知識等を要する補助業務を行う職務	158,700 円
	免許等又は専門的経験等を要する補助業務を行う職務	178,100 円
	免許等又は専門的経験等を生かし、一定の指導等の業務を行う職務	191,400 円
教育職員に相当する職	児童生徒指導又は学習支援を補助する業務を行う職務	213,928 円
	スポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導の業務を行う職務	235,456 円
	児童生徒にきめ細かな対応を行い、学級運営を支援する等の業務を行う職務	275,080 円
	学習指導、教員への指導、児童生徒の心身の健康管理等の業務を行う職務	346,632 円

横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第16号

横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第6条及び横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第6条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員をいう。

(勤務時間)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は休憩時間を除き1週間について38時間45分未満の範囲内で任命権者が定め、フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は休憩時間を除き1週間について38時間45分とする。

2 業務の都合により、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間が前項の規定により難しい場合は、任命権者は、4週間で平均し1週間の勤務時間を38時間45分未満とし、特定の日又は特定の週においてパートタイム会計年度任用職員ごとに定められた勤務時間を超えて当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を定めることができる。

3 業務の都合により、フルタイム会計年度任用職員の勤務時間が第1項の規定により難しい場合は、任命権者は、4週間で平均し1週間の勤務時間を38時間45分とし、特定の日において7時間45分又は特定の週において38時間45分を超えて当該フルタイム会計年度任用職員の勤務時間を定めることができる。

(勤務を要しない日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、

- 任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において勤務を要しない日設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 3 勤務条件の特殊性により、前2項の規定により難しい場合は、任命権者は、勤務を要しない日又は勤務時間の割振りにつき別段の定めをすることができる。
(勤務を要しない日等の振替)
- 第5条 任命権者は、前条第1項又は第3項の規定により勤務を要しない日とされた日において会計年度任用職員に特に勤務を命ずる必要がある場合は、同条第2項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条に規定する休日及びこれに代わる日を除く。以下「要勤務日」という。)を勤務を要しない日に変更して、当該要勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる。
- 2 前項の規定による勤務を要しない日の振替を行う場合は、勤務を要しない日の振替を行った後において、勤務を要しない日が4週間を通じ4日以上となるように行わなければならない。
- 3 任命権者は、第10条の規定により休日とされた日において会計年度任用職員に特に勤務を命ずる必要がある場合は、要勤務日を休日に変更して勤務を命ずることができる。
- 4 第1項又は前項の規定により勤務を要しない日又は休日に変更することのできる要勤務日は、第1項又は前項に規定する勤務を命ずる必要がある日と同一の週にあるもの(業務上特に支障がある場合は、当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前後の日からの当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする8週間(休憩時間))とする。
- 第6条 会計年度任用職員の休憩時間については、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)第1条の職員(以下「常勤職員」という。)の例による。
(断続的な勤務)
- 第7条 任命権者は、人事委員会(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目

的とする勤務その他任命権者が定める断続的な勤務を命ずることができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、第3条から第5条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において会計年度任用職員に勤務を命ずることができる。

2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

第9条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜及び正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限については、常勤職員の例による。

(休日)

第10条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第4条第3項の規定に基づき、日曜日以外の日を日曜日に相当する勤務を要しない日(以下「日曜相当日」という。))と定められている会計年度任用職員にあつては、当該休日が日曜相当日に当たる場合は、任命権者が定める日)並びに1月1日(日曜日に当たる場合に限る。)、1月2日(月曜日に当たる場合を除く。)、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日は、休日とする。

2 勤務条件の特殊性により、前項の規定により難しい場合は、任命権者は、休日につき別段の定めをすることができる。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 会計年度任用職員の特別休暇は、休暇条例第4条第1項各号(第5号、第7号、第14号及び第15号を除く。)に掲げる休暇とする。

3 会計年度任用職員の年次休暇及び特別休暇(子の看護休暇、育児時間及び短期介護休暇を除く。)は有給の休暇とし、特別休暇(子の看護休暇、育児時間及び短期介護休暇に限る。)、介護休暇及び介護時間は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)第12条の規定により給与額を減額する休暇とする。

(年次休暇)

第12条 会計年度任用職員の年次休暇の日数は、1年について、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する1年とは、4月1日から翌年3月31日まで(以下「休暇年度」という。)とする。

3 第1項の規定にかかわらず、一休暇年度における任用の期間が12月に満たない会計年度任用職員の年次休暇の日数は、一休暇年度について、別表第2のとおりとする。ただし、その日数が、労働基準法第39条に規定する年次有給休暇の日数を下回る場合は、同条に定める日数とする。

4 会計年度任用職員の年次休暇は、任用の期間の満了後に連続して当該任用の期間が満了した日の属する休暇年度において会計年度任用職員として新たに任用された場合は、当該任用の期間が満了した日時点における年次休暇の残日数を、新たな任用の期間に繰り越すことができる。

5 会計年度任用職員が、一休暇年度においてその年次休暇の全部又は一部を受けなかった場合であって、翌休暇年度において新たに会計年度任用職員として任用（前休暇年度における任用と連続するものに限る。）されるときは、その受けなかった年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、20日を超えない範囲内において当該翌休暇年度に繰り越すことができる。

6 会計年度任用職員の年次休暇の単位は、1日とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、半日又は1時間を単位とすることができる。

7 前項ただし書の規定により1時間を単位として取得した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 要勤務日ごとのその者について定められた1日当たりの勤務時間（以下「予定勤務時間」という。）が同一である会計年度任用職員要勤務日ごとの予定勤務時間の時間数（1日の予定勤務時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間とする。）

(2) 要勤務日ごとの予定勤務時間が同一でない会計年度任用職員要勤務日1日当たりの平均勤務時間（その者の当該任用の期間における全ての要勤務日の予定勤務時間を合計した時間を当該全ての要勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間とする。）をいう。）

（特別休暇）

第13条 会計年度任用職員が特別休暇を受けることができる場合及びその期間については、常勤職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の特別休暇については、当該各号に掲げる場合に受けることができる。

(1) 夏季休暇 会計年度任用職員（6月以上継続して勤務してい

るものに限る。)が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

- (2) 子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子(休暇条例第4条第1項第7号の子をいい、配偶者(同項第14号の配偶者をいう。以下同じ。)の子その他会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあるとして市長が別に定める者を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外年度の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続して勤務しているものに限る。第4号において同じ。)が、当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

- (3) 育児時間 会計年度任用職員(男性の会計年度任用職員にあつては、育児時間の承認を受けようとする期間において、その配偶者が子(休暇条例第4条第1項第7号の子をいう。以下この号及び次項第5号において同じ。)を育てることが出来る職員を除く。)が生後1年に達しない子を育てる場合

- (4) 短期介護休暇 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護を行う会計年度任用職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 配偶者等(配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると市長が認める者をいう。)

イ 父母

ウ 子

エ 配偶者の父母

オ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の特別休暇の期間については、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 病気休暇 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア 1週間の要勤務日が4日以上とされている者又は週以外年度の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が169日以上であるもの 20日の範囲内で必要と

認められる期間

イ 1週間の要勤務日が4日未満とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が169日未満であるものであって、6月以上継続して勤務しているもの別表第3に掲げる1週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数の区分に応じ、同表に掲げる病気休暇の日数の範囲内で必要と認められる期間

(2) 結婚休暇 連続する5日の範囲内の期間

(3) 出産休暇 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において必要とされる期間

(4) 夏季休暇 6月1日から9月30日までの期間内において、別表第4（6月1日以後新たに会計年度任用職員となった者、5月31日に勤務していない会計年度任用職員で6月1日以後職務に復帰したもの及びこれらに準ずるもの）にあっては、別表第5）に掲げる1週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数の区分に応じ、同表に掲げる夏季休暇の日数の範囲内の期間

(5) 育児時間 60分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、当該育児時間の請求に係る子についてその配偶者が取得する育児時間の時間を60分から差し引いた期間を超えない期間）

4 会計年度任用職員の病気休暇の単位は1日又は1時間（取得時間が1時間を超える場合には、15分）とし、夏季休暇の単位は1日又は半日とし、これら以外の特別休暇の単位は市長が別に定めるものとする。

5 前項の規定により1時間を単位として取得した病気休暇を日に換算する場合には、予定勤務時間（第12条第7項第2号に掲げる会計年度任用職員にあっては、同号に規定する要勤務日1日当たりの平均勤務時間）をもつて1日とする。
（介護休暇）

第14条 会計年度任用職員の介護休暇は、会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が12日以上であるものであって、同一の職に連続して在職した期間が1年を超え、かつ、介護休暇を希望する期間の初日から起算して60日を経過する日から3月を経過する日までに、その任期が満了すること及び同一の職に連続して採用されないことが明らかでないものに限る。）が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 会計年度任用職員の介護休暇の期間は、連続する3月の期間内

において必要と認められる期間とする。ただし、これにより難しいことがやむを得ないと認められる場合は、60日を限度として、必要と認められる期間とすることができる。

3 会計年度任用職員の介護休暇の単位は、1日とする。
(介護時間)

第15条 会計年度任用職員の介護時間は、会計年度任用職員(1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が12日以上であるものであって、予定勤務時間が5時間30分以上である要勤務日がある同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。)が要介護者の介護をするため、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。)内において予定勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 会計年度任用職員の介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間(予定勤務時間から5時間30分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該予定勤務時間から5時間30分を減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で取得するものとする。

3 会計年度任用職員の介護時間の単位は、30分とする。
(休暇期間の計算)

第16条 特別休暇(病気休暇、服忌休暇(1週間の要勤務日が4日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって要勤務日が定められている会計年度任用職員のうち一休暇年度の要勤務日が169日以上である者に係るものに限る。))、社会貢献活動休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇を除く。)及び介護休暇(第14条第2項ただし書の規定によるものを除く。)については、その休暇期間中に第4条第1項若しくは第3項の規定により勤務を要しない日とされた日又は第10条の規定により休日とされた日がある場合には、これらの日数を当該休暇の日数に含めて計算する。

(休暇の請求等)

第17条 会計年度任用職員の年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の請求その他の手続については、常勤職員の例による。

(教育委員会における会計年度任用職員の休暇)

第18条 教育委員会に任用される会計年度任用職員の休暇については、第11条から前条までの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

(委 任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条第1項)

在 職 期 間	週 4 日 以 上 又 は 年 169 日 以 上 の 日 数 を 勤 務 す る 場 合 の 年 次 休 暇 の 日 数	週 3 日 又 は 年 121 日 から 16 8 日 まで の 日 数 を 勤 務 す る 場 合 の 年 次 休 暇 の 日 数	週 2 日 又 は 年 73 日 か ら 120 日 まで の 日 数 を 勤 務 す る 場 合 の 年 次 休 暇 の 日 数	週 1 日 又 は 年 48 日 か ら 72 日 ま だ の 日 数 を 勤 務 す る 場 合 の 年 次 休 暇 の 日 数	年 48 日 未 満 の 日 数 を 勤 務 す る 場 合 の 年 次 休 暇 の 日 数
1 年 未 満	16 日	10 日	6 日	3 日	0 日
1 年	17 日	10 日	6 日	3 日	
2 年	18 日	11 日	7 日	3 日	
3 年	19 日	11 日	7 日	3 日	
4 年	20 日	12 日	8 日	4 日	
5 年	20 日	12 日	8 日	4 日	
6 年 以 上	20 日	12 日	8 日	4 日	

備 考

- 1 この表の「在職期間」とは、任用の日の前日までににおいて横浜市のいずれかの職に連続して在職していた期間をいう。
- 2 この表の「週4日以上」には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる場合を含むものとする。
 - (1) 第12条第7項第1号に掲げる会計年度任用職員 1週間の要勤務日が4日未満であって、1週間の予定勤務時間を合計した勤務時間が30時間以上である場合
 - (2) 第12条第7項第2号に掲げる会計年度任用職員 その者の当該任用の期間における全ての要勤務日の日数を当該任用の期間における週数で除して得た1週間当たりの平均勤務日数に、同号に規定する要勤務日1日当たりの平均勤務時間を乗じて得た勤務時間が30時間以上である場合

別表第2 (第12条第3項)

任用期間	週4日以上又は年169日以上の日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週3日又は年121日から168日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週2日又は年73日から120日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週1日又は年48日から72日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	年48日未満の日数を勤務する場合の年次休暇の日数
11月	15日	9日	6日	3日	0日
10月	14日	8日	6日	2日	
9月	13日	8日	5日	2日	
8月	12日	7日	5日	2日	
7月	11日	7日	4日	2日	
6月	10日	6日	4日	2日	
5月	8日	5日	4日	1日	
4月	6日	4日	2日	1日	
3月	5日	3日	2日	1日	
2月	4日	2日	2日	1日	
1月	2日	1日	1日	0日	
1月未満	1日	1日	0日	0日	

備考 この表の「週4日以上」には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 第12条第7項第1号に掲げる会計年度任用職員 1週間の要勤務日が4日未満であって、1週間の予定勤務時間を合計した勤務時間が30時間以上である場合
- (2) 第12条第7項第2号に掲げる会計年度任用職員 その者の当該任用の期間における全ての要勤務日の日数を当該任用の期間における週数で除して得た1週間当たりの平均勤務日数に、同号に規定する要勤務日1日当たりの平均勤務時間を乗じて得た勤務時間が30時間以上である場合

別表第3 (第13条第3項第1号)

1週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数	病気休暇の日数の範囲
週3日又は年121日から168日までの日数	12日
週2日又は年73日から120日までの日数	8日
週1日又は年48日から72日までの日数	4日

年 48 日未満の日数	0 日
-------------	-----

別表第4 (第13条第3項第4号)

1 週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数	夏季休暇の日数の範囲
週 5 日又は年 217 日以上の日数	5 日
週 4 日又は年 169 日から 216 日までの日数	4 日
週 3 日又は年 121 日から 168 日までの日数	3 日
年 121 日未満の日数	0 日

別表第5 (第13条第3項第4号)

1 週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数	6 月 1 日から 7 月 14 日までの間に出勤を開始した場合の夏季休暇の日数の範囲	7 月 15 日から 8 月 4 日までの間に出勤を開始した場合の夏季休暇の日数の範囲	8 月 5 日から 8 月 25 日までの間に出勤を開始した場合の夏季休暇の日数の範囲	8 月 26 日から 9 月 15 日までの間に出勤を開始した場合の夏季休暇の日数の範囲	9 月 16 日から 9 月 30 日までの間に出勤を開始した場合の夏季休暇の日数の範囲
週 5 日又は年 217 日以上の日数	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
週 4 日又は年 169 日から 216 日までの日数	4 日	3 日	2 日	2 日	1 日
週 3 日又は年 121 日から 168 日までの日数	3 日	2 日	2 日	1 日	0 日

横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第17号

横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第6条の規定に基づき、臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）の休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(休暇の種類)

第2条 臨時的任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 臨時的任用職員の年次休暇及び特別休暇は有給の休暇とし、介護休暇及び介護時間は横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）第13条の規定により給与額を減額する休暇とする。

(年次休暇)

第3条 新たに任用された臨時的任用職員の年次休暇の日数は、1年について、次の表の左欄に掲げる任用期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇の日数を下回る場合は、同条に定める日数とする。

任用期間	日 数
1月未満	1日
1月	2日
2月	4日
3月	5日
4月	6日
5月	8日
6月	10日
7月	11日
8月	12日
9月	13日
10月	14日
11月	15日
12月	16日

2 前項に規定する1年とは、4月1日から翌年3月31日まで（以下「休暇年度」という。）とする。

3 一の臨時的任用職員が同一の休暇年度内に連続して任用された場合又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項後段の規定によりその任用を更新された場合の年次休暇の日数は、その連続する任用を通算した期間又はその更新後の任用期間について、第1項の規定により得た年次休暇の日数から、既に受けた年次休暇の日数を減じたものとする。

4 臨時的任用職員が、一休暇年度においてその年次休暇の全部又は一部を受けなかった場合であって、翌休暇年度において新たに臨時的任用職員として任用（前休暇年度における任用と連続するものに限る。）されるときは、20日を超えない範囲内において、その受けなかった年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を当該翌休暇年度に繰り越すことができる。

5 臨時的任用職員の年次休暇は、1日を単位とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、半日又は1時間（取得時間が1時間を超えるときは15分）を単位とすることができる。

6 前項ただし書の規定により1時間を単位として取得した年次休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。
（特別休暇）

第4条 臨時的任用職員の特別休暇は、休暇条例第1条の職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

2 前項の規定にかかわらず、臨時的任用職員の病気休暇の期間は20日の範囲内で任命権者が必要と認める期間とし、その取得単位は1日又は1時間（取得時間が1時間を超える場合は15分）とする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第6項の規定は、前項の規定により1時間を単位として取得した病気休暇について準用する。
（介護休暇）

第5条 臨時的任用職員の介護休暇は、常勤職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、臨時的任用職員の介護休暇の期間は、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。ただし、これにより難しいことがやむを得ないと認められる場合は、60日を限度として、必要と認められる期間とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時的任用職員の介護休暇（前項ただし書の規定によるものを除く。）の期間の計算については、その休暇期間中に横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第3条の勤務を要しない日又は同条例第5条の休日がある場合には、これらの日数を当該介護休暇の日数に含めて計算する。
（介護時間）

第6条 臨時的任用職員の介護時間は、常勤職員の例による。

（休暇の請求等）

第7条 臨時的任用職員の年次休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間の請求その他の手続については、常勤職員の例による。

（同一の休暇年度に複数の任用がある職員の取扱い）

第8条 同一の休暇年度に複数の任用がある臨時的任用職員の病気休暇、祭日休暇、社会貢献活動休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇の日数については、任用が連続しているか否かにかかわらず、同一の休暇年度内のこれらの日数をそれぞれ通算するものとする。

（横浜市立学校における臨時的任用職員の休暇）

第9条 横浜市立学校に任用される臨時的任用職員の休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、臨時的任用職員の休暇に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第18号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成24年5月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「退職し、又は失職した」を「退職した」に改め、同号ア中「(第21条の規定を除く。第5条、第16条、第17条、第22条、第24条及び別表第1を除き、以下同じ。)」を削り、同号ウ中「。第16条の規定を除く。」を削り、同条第2号中「退職し、又は失職した」を「退職した」に改め、「若しくは失職」を削り、同条第5号中「、若しくは失職し」を削る。

第22条第1項第1号及び別表第1備考2中「、若しくは失職し」を削る。

(横浜市退職手当条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市退職手当条例施行規則(昭和33年12月横浜市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2の見出しを「(条例の対象となる臨時の職員)」に改め、同条中第4号を第5号とし、同条第3号中「(昭和25年法律第261号)第22条第2項」を「第22条の3第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第2条の3とする。

(3) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法第22条第2項第2条の次に次の1条を加える。

(条例の対象となる地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員)

第2条の2 条例第2条ただし書に規定する規則で定めるものは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用の職を占める職員としての勤務が引き続き6月を超えるに至る職員(引き続く6月の各月の勤務が、18日以上あるものに限る。)とする。

(給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第3条 給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和32

年6月横浜市規則第40号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「(昭和26年3月横浜市条例第15号)」の次に「、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)」を、「が定めるもの」の次に「並びに同法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用の職を占める職員」を加え、「及び退職手当」を「、退職手当及び通勤に係る費用弁償」に改める。

第4条第1項ただし書中「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「であって総務局長が定めるもの」の次に「並びに同法第22条の2第1項の会計年度任用職員」を加える。

(横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 横浜市職員厚生会に関する条例施行規則(昭和24年7月横浜市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定にかかわらず、会の会員となるべき地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の会計年度任用職員の範囲は、市長が別に定める。

第4条第2項中「及び第21条」を「、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)第3条」に改め、「及び第16条」を削り、「の月額」を「又は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条の基本報酬(以下「基本報酬」という。)の月額(基本報酬を日額で定める場合にあっては、当該日額を月額に換算した額)」に改める。

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第5条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和39年3月横浜市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(昭和26年3月横浜市条例第15号)」の次に「、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)」を、「いう。)」の次に「及び同法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用の職を占める職員」を加え、「及び退職手当」を「、退職手当及び通勤に係る費用弁償」に改める。

第4条ただし書中「(臨時的任用の者を除く。以下同じ。)」を削る。

(埋立事業に係る給与支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第6条 埋立事業に係る給与支出事務の特例に関する規則(昭和32

年7月横浜市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「)及び」を「)、」に改め、「(昭和26年3月横浜市条例第15号)」の次に「及び横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)」を、「報酬(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用の職を占める職員以外の職員については、」を加え、「及び災害派遣手当」を「、災害派遣手当」に改め、「含む。)」の次に「及び通勤に係る費用弁償」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。